

健診体系の見直し

令和7年度健康保険委員オンライン研修会
プログラム①

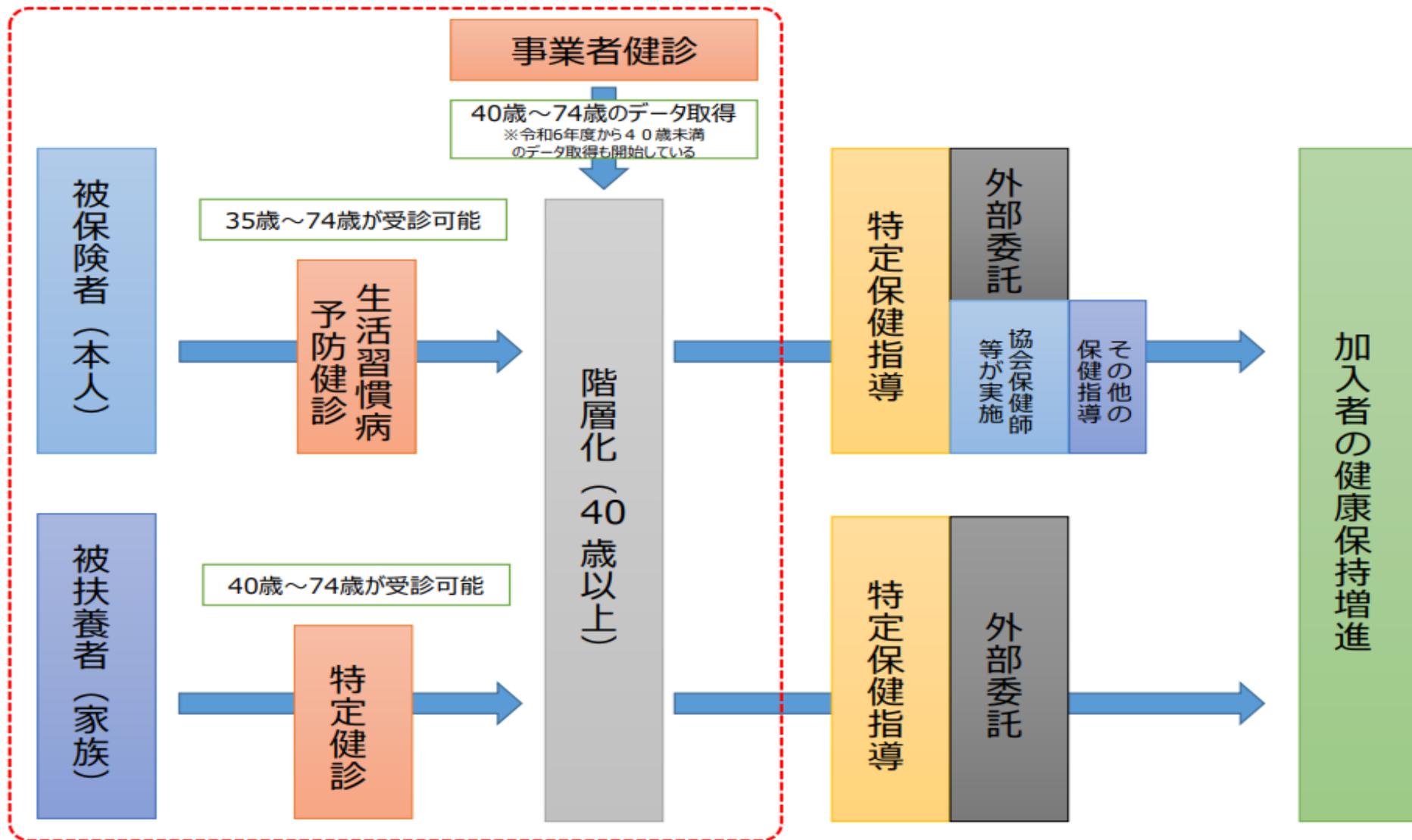


全国健康保険協会栃木支部

保健グループ

TEL:028-616-1691(音声案内2)

1. 協会が実施する健診・保健指導事業



各健診の検査項目イメージ

生活習慣病予防健診

事業者健診

特定健診

- 検査項目は生活習慣病予防健診が充実している。
- 事業所によっては、事業者健診のほかに、独自に検査項目を追加して実施しているところもある。
- 実施に際しては、特定健診（生活習慣病予防健診含む）よりも事業者健診が優先する。

【参考】

事業者健診結果データの取得

労働安全衛生法による定期健診を受診した40歳以上75歳未満の加入者の健診結果記録の写しを取得することにより、高確法に基づく健診を実施したものとみなされる。



【高齢者の医療の確保に関する法律】

第20条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第26条第2項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りではない。

◎40歳未満の事業者健診データ取得

健康保険法の改正により40歳未満の事業者健診データ等の取得が可能となり、協会においては、令和6年度から40歳未満の事業者健診データの取得を可能とし、健診結果データの利活用を進める。

2. 保健事業の一層の推進

- 協会ではこれまで、35歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診、特定保健指導を中心とした保健事業に注力してきましたが、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するうえでは、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進することが必要です。
- また、国で整備が進められている医療DXのインフラも活用しつつ、より多くの加入者の健診結果等を若年から経年的に保有し、これらのビックデータを活用することで、保健事業の一層の推進を図る必要があります。
- これらのことを踏まえ、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者及び被扶養者を対象に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を行います。

具体的な見直し（案）

被保険者

人間ドックに対する補助の実施

- 一定の項目を網羅した人間ドックに対する補助を実施

若年層を対象とした健診の実施

- 20歳、25歳、30歳に実施

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 「骨粗鬆症検診」を実施
- 検査項目や健診単価の検証・見直しの実施

被扶養者

被扶養者に対する健診の拡充

- 被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充

重症化予防

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施

3. 保健事業の一層の推進に係る実施内容について

人間ドックに対する補助の実施

- ▶ 年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助（25,000円）を実施します。
- ▶ 円滑な制度開始及び健診実施機関の質の確保の観点から、人間ドック補助実施機関は、日本人間ドック・予防医療学会／日本病院会、日本総合健診医学会、全日本病院協会、全国労働衛生団体連合会が実施する第三者認証を取得していることを条件にするほか、特定保健指導の実施体制を有すること等を条件とします。

若年層を対象とした健診の実施

- ▶ 就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とします。
- ▶ 検査項目については、国の指針等を踏まえ、生活習慣病予防健診の項目から、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとします。

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- ▶ 健康日本21（第三次）の内容等も踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施します。
- ▶ 生活習慣病予防健診の検査項目や健診単価については、協会発足以来、見直しを行っていないことから、国の指針やマニュアル、人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、健診の内容及び費用について別途検証・見直しを行います。

被扶養者に対する健診の拡充

- ▶ 被扶養者に対する健診について、被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充します。なお、現行の特定健診の枠組みは維持します。

令和8年度

令和9年度

4. 制度変更後の健診体系図（令和9年度以降：被保険者・被扶養者共通）

- 令和8年度から、35歳以上の被保険者を対象に人間ドックに対する費用補助を実施するほか、生活習慣病予防健診の一般健診について、新たに20歳、25歳、30歳を対象とします（胃・大腸がん検診の検査項目を除く）。
- 従来40歳から5歳刻みで一般健診に追加可能としていた付加健診について、一般健診及び付加健診の項目を統合し、新たに「節目健診」を新設します。また、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施します。
- 令和9年度から、被扶養者を対象とした健診について被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充します。なお、制度変更後の健診体系では被保険者と被扶養者の健診内容等は同一となりますが、現行の被扶養者に対する特定健診については引き続き実施します。

健診の種類	受診対象者の年齢			
	～19歳	20～34歳	35～39歳	40～74歳
人間ドック			35歳以上の方（毎年受診可）	
生活習慣病予防健診等	節目健診			40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方
	一般健診		35歳以上（毎年受診可）	
	一般健診（若年）	20歳、25歳、30歳の方		
	子宮頸がん検診	20歳以上の偶数年齢の女性		
	乳がん検診			40歳以上の偶数年齢の女性
	骨粗鬆症検診			40歳以上の偶数年齢の女性
	肝炎ウイルス検査		一般健診を受診する方（過去に受けた方は除く）	
特定健診			40歳以上の被扶養者	

4. 人間ドック健診に対する補助の実施（令和8年度～）

① 検査項目について

- 検査項目は健康保険組合連合会が健診団体連絡協議会（日本人間ドック・予防医療学会、日本病院会、日本総合健診医学会、全日本病院協会）に委託して実施する健保連人間ドック健診の基本項目（必須項目及びオプション項目）と同一とします。
- 健保連人間ドック健診の項目のうち、現行の生活習慣病予防健診・付加健診に含まれない項目は、以下のとおり。

→肥満度、心拍数、平均赤血球容積（MCV）、平均赤血球血色素量（MCH）、平均赤血球ヘモグロビン濃度（MCHC）、C-反応性タンパク（CRP）、血液型、眼圧検査

ただし、肥満度については標準体重と実測体重から、MCV、MCH、MCHCについては、赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット値から計算で算出可能なため、検査項目で新たに追加となるものは心拍数、CRP、血液型、眼圧検査となります。

- また、健保連人間ドック健診では、健診当日の医師による結果説明の実施や、保健指導の実施も基本項目に含まれているほか、基本項目のオプション項目では、前立腺がん検査（PSA）、乳腺超音波検査が追加になります。

② 対象年齢

- 補助対象年齢は、35歳以上の加入者とし、受診間隔の制限は設けません。※ 被扶養者は令和9年度から実施

③ 費用補助額

- 人間ドック健診の単価は健診機関ごとに差異があるため、定額の補助額（最大25,000円）を設定します（人間ドック健診の総額が25,000円に満たない場合は、補助額は当該総額の金額となります）。

5. 若年層を対象とした健診の実施（令和8年度～）

- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断は、医師の判断に基づき、一部検査項目の省略が認められています。また、被扶養者については、就業者を除き、40歳到達まで健診の受診機会が極めて限られています。

（参考）H10.6.24 労働省告示第88号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」より抜粋

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	次のいずれかに該当する者 ①40歳未満（35歳を除く）の者、②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、③BMIが20未満である者、④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る）
胸部X線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ①5歳ごとの節目年齢（20、25、30、35歳）の者、②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設で働いている者、③じん肺法で3年に1回のじん肺健診の対象とされている者
喀痰検査	次のいずれかに該当する者 ①胸部X線検査を省略された者、②胸部X線検査によって病変の発見がされない者又は結核発病のおそれがないと診断された者
血液検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

- これら課題を踏まえ、35歳以上の被保険者を対象としている生活習慣病予防健診について、若年層からの生活習慣病対策及び健康意識の向上等を目的に20歳、25歳、30歳の加入者も対象とします。

※ 被扶養者は令和9年度から実施

- 健診項目については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」や「職域に関するがん検診マニュアル」も踏まえ、胃・大腸がん検診を除く既存の生活習慣病予防健診と同項目とし、問診については、特定健診の標準的な質問票と同様の内容を取得・報告していただきます。

6. 被扶養者に対する健診の拡充（令和9年度～）

- 被扶養者に対する健診については、家族も含めた加入者の健康意識の醸成や受診率の向上を図ることを目的に、既存の特定健診の枠組みは残しつつ、加入種別による健診の差異を撤廃し、被保険者の健診の項目・費用と同一にします。

(参考) 各健診の検査項目の比較

検査項目		人間ドック	節目健診	生活習慣病 予防健診	事業者 健診	特定 健康診査	検査項目	人間ドック	節目健診	生活習慣病 予防健診	事業者 健診	特定 健康診査		
診察等	問診	○	○	○	○	○	血液一般	赤血球数	○	○	○	■	□	
	業務歴							白血球数	○	○	○			
	自覚症状	○	○	○	○	○		血小板数	○	○				
	他覚症状	○	○	○	○	○		末梢血液像		○				
	身体計測	身長	○	○	○	□		○	MCV	○				
		体重	○	○	○	○		○	MCH	○				
	BMI・標準体重	○	○	○	○	○		MCHC	○					
	肥満度	○	○	○	■※	○		CRP	○					
	腹囲	○	○	○	■※	○		血液型 (ABO Rh)	◎					
	血圧 (収縮期/拡張期)	○	○	○	○	○		HBs抗原	○	◎	◎			
	心拍数	○	○	○	○	○		腎機能	尿蛋白	○	○	○	○	○
視力	○	○	○	○	○	潜血	○		○	○				
聴力	○	○	○	○	○	尿沈渣顕微鏡検査	□		○					
						血清クレアチニン (eGFR)	○		○	○	□	□		
脂質	総コレステロール	○	○	○	■	○	心機能	心電図	○	○	○	■	□	
	空腹時中性脂肪	○	○	○	■	○	肺	胸部エックス線検査	○	○	○	○		
	随時中性脂肪		■※※	■※※	■※※	■※※		喀痰細胞診		□	□	□		
	HDL-コレステロール	○	○	○	■	○	呼吸機能	努力肺活量	○	○				
	LDL-コレステロール	○	▲	▲	▲	▲		1秒量 (対標準1秒量)	○	○				
non-HDL-コレステロール※1	○	▲	▲	▲	▲	1秒率		○	○					
肝機能	AST (GOT)	○	○	○	■	○	%肺活量	○	○					
	ALT (GPT)	○	○	○	■	○	眼底	○	○	□		□		
	γ-GT (γ-GTP)	○	○	○	■	○	眼圧	○						
	ALP	○	○	○			骨粗鬆症検診	骨密度		◎	◎			
代謝系	空腹時血糖	○	▲	▲	▲	▲		胃	胃部エックス線検査※3	○	○	○※		
	随時血糖※2		▲	▲	▲	▲	大腸	腹部超音波検査	○	○	○			
	HbA1c	○	▲	▲	▲	▲		便潜血	○	○	○※			
	尿糖	○	○	○	○	○	医師による結果説明		○					
	尿酸	○	○	○			保健指導		○					
	総蛋白	○	○				オプション検査	上部消化管内視鏡	◎	◎	◎			
	アルブミン	○	○					乳房診察+マンモグラフィ	◎	◎	◎			
	総ビリルビン	○	○					乳房診察+乳腺超音波検査	◎					
	アミラーゼ		○					婦人科診察+子宮頸部細胞診	◎	◎	◎			
	LDH		○					PSA	◎					
血液一般	ヘマトクリット値	○	○	○		□		HCV抗体	◎	◎	◎			
	血色素量 (ヘモグロビン値)	○	○	○	■	□								

○・・・必須項目 ○※・・・20歳、25歳、30歳は検査項目に含まない ◎・・・オプション項目または本人の申出により省略可の項目

▲・・・いずれかの項目でも可 □・・・医師の判断に基づき実施する項目

■・・・35歳及び40歳以上の者については必須、それ以外の者については医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■※・・・35歳及び40歳以上の者については必須、ただし妊娠中その他の者であって腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者、BMIが20未満の者及び自らが腹囲測定をし、その値を申告した者 (BMIが22未満である者に限る) については医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■※※・・・やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする

※1・・・中性脂肪が400mg/dl以上や食後採血の場合、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールにより血中脂質検査を行うことを可とする

※2・・・食事開始後3.5時間以上経過していること ※3・・・本人の希望等により胃内視鏡検査に代えることができる

問い合わせ先

ご不明点等ございましたら、以下までご連絡ください。

全国健康保険協会栃木支部 保健グループ

TEL：028-616-1691（音声案内2）